

相続税法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後 改正前

(相続税法施行規則の一部改正)

第一条 相続税法施行規則(昭和二十五年大蔵省令第十七号)の一部を次のように改正する。

(障害者非課税信託申告書の添付書類)

第二条 施行令第四条の十第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 省 略
- 二 施行令第四条の十第一項第四号に規定する信託受益権の価額の計算の明細書

(障害者非課税信託取消申告書の記載事項)

第三条 施行令第四条の十四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 三 省 略
- 四 前号の財産のうち施行令第四条の十四第一項に規定する取消権の行使があつた部分の種類、数量及び所在場所の明細又は同項に規定する遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額並びに当該取消権の行使又は当該請求の基因となつた事情の詳細及びその事実の生じた年月日

五 省 略

2 施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書(以下「障害者非課税信託取消申告書」という。)を受理した受託者の営業所等の長は、当該障害者非課税信託取消申告書に、当該受託者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を付記するものとする。

(障害者非課税信託廃止申告書の記載事項)

(障害者非課税信託申告書の添付書類)

第二条 同上

- 一 同 上
- 二 施行令第四条の十第一項第四号に規定する信託受益権の価額の計算の明細書及び当該特定障害者の住民票の写し

(障害者非課税信託取消申告書の記載事項)

第三条 同上

- 一 三 同 上
- 四 前号の財産のうち施行令第四条の十四第一項に規定する取消権の行使又は遺留分による減殺の請求があつた部分の種類、数量及び所在場所の明細並びに当該取消権の行使又は遺留分による減殺の請求の基因となつた事情の詳細及びその事実の生じた年月日

五 同 上

2 施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書(以下「障害者非課税信託取消申告書」という。)を受理した受託者の営業所等の長は、当該障害者非課税信託取消申告書に、当該受託者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を付記するものとする。

(障害者非課税信託廃止申告書の記載事項)

第四条 施行令第四条の十五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 前号の信託受益権がないこととなつた事情又は施行令第四条の十五第一項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五 省 略

2 省 略

(相続時精算課税選択届出書の添付書類)

第十一条 施行令第五条第二項に規定する財務省令で定める書類は、相続時精算課税選択届出書の提出をする者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその者の氏名及び生年月日並びにその者が法第二十一条の九第一項の贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類とする。

2 施行令第五条の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 省 略

二 前号の被相続人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該被相続人の氏名、生年月日及びその死亡の年月日並びに当該被相続人が法第二十一条の九第一項の贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類

第四条 同上

一 三 同上

四 前号の信託受益権がないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五 同上

2 同上

(相続時精算課税選択届出書の添付書類)

第十一条 施行令第五条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 相続時精算課税選択届出書の提出をする者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその者の氏名及び生年月日並びにその者がその者に係る法第二十一条の九第一項の贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類

二 前号の贈与をした者の住民票の写しその他の書類で当該贈与をした者の氏名、生年月日及びその者が六十歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類

2 同上

一 同上

二 前号の被相続人の戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写しその他の書類でその者の氏名、生年月日、その者が二十歳に達した時以後死亡の時までの住所又は居所及びその死亡の年月日並びにその者がその者に係る法第二十一条の九第一項の贈与をした者の推定相続人に該当することを証する書類

三 前号の贈与をした者の住民票の写しその他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者が六十歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類

(耐用年数)

第十二条の二 施行令第五条の八第二項に規定する財務省令で定める耐用年数は、配偶者居住権の目的となつてゐる建物の全部が住宅用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に定める耐用年数とする。

(配偶者の平均余命)

第十二条の三 施行令第五条の八第三項第一号に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命とする。

(法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合)

第十二条の四 法第二十三条の二第一項第三号に規定する財務省令で定める割合は、法定利率に一を加えた数を同項第二号イに規定する配偶者居住権の存続年数で累乗して得た数をもつて一を除して得た割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

(複利年金現価率)

第十二条の五 省 略

2 省 略

(定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命)

第十二条の六 施行令第五条の九に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)とする。

(複利年金終価率)

第十二条の七 省 略

2 省 略

(相続税に係る期限後申告書の記載事項)

第十八条 相続税に係る期限後申告書又は修正申告書で法第四条第一項若

(複利年金現価率)

第十二条の二 同 上

2 同 上

(平均余命)

第十二条の三 施行令第五条の八に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)とする。

(複利年金終価率)

第十二条の四 同 上

2 同 上

(相続税に係る期限後申告書の記載事項)

第十八条 相続税に係る期限後申告書又は修正申告書で法第四条に規定す

しくは第二項に規定する事由又は法第五十一条第二項第一号イからハまでに掲げる事由に基づいて提出するものには、それぞれ、第十三条第一項各号に掲げる事項（法第二十七条第二項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する相続人又は施行令第六条第二項に規定する相続人が当該期限後申告書を提出する場合には、第十三条第一項第三号及び第四号並びに第十四条各号に掲げる事項）又は国税通則法第十九条第四項各号（修正申告書の記載事項）に掲げる事項のほか、その旨及び当該事由を記載しなければならない。

2 省略

る事由若しくは法第五十一条第二項第一号イからハまでに掲げる事由に基づいて提出するものには、それぞれ、第十三条第一項各号に掲げる事項（法第二十七条第二項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する相続人又は施行令第六条第二項に規定する相続人が当該期限後申告書を提出する場合には、第十三条第一項第三号及び第四号並びに第十四条各号に掲げる事項）又は国税通則法第十九条第四項各号（修正申告書の記載事項）に掲げる事項のほか、その旨及び当該事由を記載しなければならない。

2 同上

第一号書式

障害者非課税信託申告書
省略

(用紙 日本産業規格A4)

第二号書式

障害者非課税信託取消申告書
(表部分の改正については省略)

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について信託法第11条第1項の規定による取消権の行使があつたこと(以下この書式において「取消し」という。)により当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された信託受益権の価額が減少することとなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づき信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。

1～3 省略

4 「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の

イ 「信託財産の種類」の項には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消しがあつたもの(以下この書式において「取消しに係る信託財産」という。)について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄

第一号書式

障害者非課税信託申告書
同左

(用紙 日本工業規格A4)

第二号書式

障害者非課税信託取消申告書
(表部分の改正については省略)

(用紙 日本工業規格A4)

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について、信託法第11条第1項の規定による取消権の行使があつたこと又は遺留分による減殺の請求があつたこと(以下この書式において「取消し等」という。)により当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された信託受益権の価額が減少することとなつた場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。

二 同左

1～3 同左

4 「取消等に係る信託財産等」の欄の

イ 「信託財産の種類」の項には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消し等があつたもの(以下この書式において「取消し等に係る信託財産」という。)について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」

の「信託財産の種類」の項の記載の例に従って記載すること。

ロ 「構造・数量等」の項には、取消しに係る信託財産につき、その取消しの直前における現況を記載すること。この場合、取消しに係る信託財産の「構造・数量等」が上記二3により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載したところと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載すること。

ハ 「信託受益権減価額」の項には、取消しに係る信託財産に係る信託受益権の価額（当該取消しに係る信託財産が信託された時において相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額をいう。）又は上記一の遺留分侵害額の請求に基づき支払うべきことが確定した金銭の額を記載すること。

ニ 「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の合計額と「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載すること。

5 「信託受益権の価額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について取消し又は遺留分侵害額の請求の行われる基因となった事情の詳細を記載すること。

6 取消しに係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載すること。

第三号書式

| |
|----------------------------------|
| 障害者非課税信託廃止申告書 (表部分の改正については省略) |
|----------------------------------|

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考

の欄の「信託財産の種類」の項の記載の例に従って記載すること。

ロ 「構造・数量等」の項には、取消し等に係る信託財産につき、その取消し等の直前における現況を記載すること。この場合、取消し等に係る信託財産の「構造・数量等」が上記二3により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載したところと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載すること。

ハ 「信託受益権減価額」の項には、取消し等に係る信託財産に係る信託受益権の価額（当該取消し等に係る信託財産が信託された時において相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額をいう。）を記載すること。

ニ 「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の合計額と「取消し等に係る信託財産等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載すること。

5 「信託受益権の価額が減少することとなった理由」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について取消し等の行われる基因となった理由を記載すること。

6 取消し等に係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載すること。

第三号書式

| |
|----------------------------------|
| 障害者非課税信託廃止申告書 (表部分の改正については省略) |
|----------------------------------|

(用紙 日本工業規格 A 4)

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であったこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された信託受益権がないこととなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1～4 省 略
 - 5 「信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたこと又は当該契約に基づいて信託された財産の価額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細を記載すること。

第四号書式

障害者非課税信託に関する異動申告書
省 略

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考 省 略

第五号書式

生命保険金・共済金受取人別支払調書
省 略

(用紙 日本産業規格 A 6)

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求があつたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された信託受益権がないこととなつた場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 同 左
 - 1～4 同 左
 - 5 「信託受益権がないこととなつた理由」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であつたこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたこと又は当該契約に基づいて信託された財産の全部につき遺留分による減殺の請求がされることとなつた理由を記載すること。

第四号書式

障害者非課税信託に関する異動申告書
同 左

(用紙 日本工業規格 A 4)

備考 同 左

第五号書式

生命保険金・共済金受取人別支払調書
同 左

(用紙 日本工業規格 A 6)

備考 省略

第六号書式

損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
省略

(用紙 日本産業規格 A 6)

備考 省略

第七号書式

退職手当金等受給者別支払調書
省略

(用紙 日本産業規格 A 6)

備考 省略

第八号書式

保険契約者等の異動に関する調書
省略

(用紙 日本産業規格 A 6)

備考 省略

第九号書式

信託に関する受益者別（委託者別）調書
（表部分の改正については省略）

(用紙 日本産業規格 A 6)

備考 同左

第六号書式

損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
同左

(用紙 日本工業規格 A 6)

備考 同左

第七号書式

退職手当金等受給者別支払調書
同左

(用紙 日本工業規格 A 6)

備考 同左

第八号書式

保険契約者等の異動に関する調書
同左

(用紙 日本工業規格 A 6)

備考 同左

第九号書式

信託に関する受益者別（委託者別）調書
（表部分の改正については省略）

(用紙 日本工業規格 A 6)

(相続税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 相続税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年財務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

(申告書の添付書類に関する経過措置)

第二条 改正後の相続税法施行規則(以下「新規則」という。)第九条の規定は、前条第二号に定める日以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 平成二十七年一月一日において二十歳以上である者が平成三十二年一月一日前に贈与により取得した財産に係る贈与税に係る改正前の相続税法施行規則第十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の相続税法施行規則第十一条第一項の規定の適用を受けた相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者に係る同項に規定する特定贈与者の平成三十二年一月一日前の死亡に係る相続税の申告書に添付すべき当該相続時精算課税適用者に係る書類については、同令第十六条第三項第二号の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中相続税法施行規則第三条第一項第四号の改正規定、同令第四条第一項第四号の改正規定、同令第十八条第一項の改正規定、同令第一号書式の改正規定、同令第二号書式の改正規定、同令第三号書式の改正

附 則

(申告書の添付書類に関する経過措置)

第二条 改正後の相続税法施行規則(以下「新規則」という。)第九条の規定は、前条第二号に定める日(以下この条において「一部施行日」という。)以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得する財産に係る贈与税について適用し、一部施行日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新規則第十一条第一項の規定は、一部施行日の属する年の前年一月一日(以下この項において「基準日」という。)において二十歳未満である者が一部施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、基準日において二十歳未満である者が一部施行日前に贈与により取得した財産又は基準日において二十歳以上である者が一部施行日前に贈与により取得した財産若しくは一部施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の相続税法施行規則第十一条第一項の規定の適用を受けた相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者に係る同項に規定する特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付すべき当該相続時精算課税適用者に係る書類については、同令第十六条第三項第二号の規定は、なおその効力を有する。

規定、同令第四号書式から第八号書式までの改正規定及び同令第九号書式の改正規定並びに附則第三条の規定 平成三十一年七月一日

二 次に掲げる規定 平成三十二年一月一日

イ 第一条中相続税法施行規則第十一条の改正規定及び次条の規定

ロ 第二条の規定

三 第一条中相続税法施行規則第十二条の四を同令第十二条の七とする改正規定、同令第十二条の三（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第十二条の六とする改正規定及び同令第十二条の二を同令第十二条の五とし、同令第十二条の次に三条を加える改正規定 平成三十二年四月一日

（相続時精算課税選択届出書の添付書類に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の規定は、平成三十二年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第三条 新規則第二号書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る相続税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第四条の第十四第一項の遺留分侵害額の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る改正令による改正前の相続税法施行令（以下「旧令」という。）第四条の第十四第一項の遺留分による減殺の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第三号書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る

新令第四条の十五第一項の遺留分侵害額の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る旧令第四条の十五第一項の遺留分による減殺の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告

書については、なお従前の例による。

3 新規則第一号書式から第九号書式までの書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める申告書又は調書に、新規則第一号書式から第九号書式までの書式に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。